

## 17 経営資金の借入をしたとき

### ◎ 鹿屋市中小企業資金利子補給金

助成の対象者は？	<p>県制度融資、日本政策金融公庫制度融資又は商工貯蓄共済制度融資のうち、証書貸付を受けている方</p> <p>※国、県、その他団体等から利子相当額の利子補給を受けており、実質的に利子の負担がないものは除く</p>
助成の内容は？	<p>支払義務の生じる利息のうち、第1回目から第12回目までに支払った利息額の1/2以内（上限10万円、ただし、1,000円未満切捨て）</p> <p>※償還遅延による損害金等は含まない。</p>
助成の要件は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に主たる事業所を有していること</li> <li>・鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入していること</li> <li>・市税を滞納していないこと</li> </ul>
申請に必要なものは？	<p>○事前届出時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前届出書</li> <li>・金銭消費貸借契約証書の写し</li> <li>・信用保証書の写し</li> <li>・償還計画書の写し</li> </ul> <p>○12回目の利息支払後の申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書、請求書</li> <li>・金銭消費貸借契約証書の写し</li> <li>・信用保証書の写し</li> <li>・償還計画書の写し</li> <li>・支払利息の明細が分かる証明書</li> <li>・市税の滞納のない証明書</li> <li>・通帳の写し</li> </ul>
申請の時期は？	<p>融資実行から1年経過する日まで（計算期間）に支払った利息について、計算期間終了後の翌月中に申請を行う。</p>
問合せ・窓口は？	<p>鹿屋商工会議所   Tel：42-3135</p> <p>かのや市商工会   Tel：63-3032</p> <p>市商工振興課      Tel：31-1164</p>